

ニュージーランド領海で就労する外国人 船員の皆様へ 重要なお知らせ

ニュージーランドへようこそ。就労ビザを取得済みの外国人船員は、ビザ記載の雇用者の下で、記載の職種に限り、ビザの有効期間中(または国外退去の対象となるまで)ニュージーランド領海で就労することができます。ニュージーランドには、被雇用者および外国人労働者としての権利に関する法規があり、その内容を知っておくことは非常に重要です。

権利

以下はニュージーランド領海において漁船に雇用されている 外国人船員の基本権です。

- ・ 被雇用者は、ニュージーランド領海における雇用に限定した書面による雇用契約(以下「ニュージーランド雇用契約」といいます)を雇用者と交わし、自分の母国語で書かれた契約書の写しを雇用者から受け取らなければなりません。この契約書には、賃金とその算出方法、および賃金の支払時期とその方法が含まれるほか、雇用者と紛争が発生した場合の対処法など、その他の雇用条件についての詳細も記載されます。
- ・ 被雇用者は、雇用契約書に署名する前に、その内容について中立的なアドバイスを求められる権利があります。
- ・ 賃金はニュージーランド雇用契約の条件に基づいて支払 われなければなりません。この条件は、就労ビザの発行 条件として、ニュージーランド移民局によって定められ た最低条件またはそれ以上を満たさなければなりま せん。
- 最低条件は以下の通りです。
 - a. 被雇用者の賃金は、本人からの要請が無い限り、ニュージーランド国内の本人名義の銀行口座に振り込まれなければなりません。いずれの場合も、賃金は本人がニュージーランド国内に滞在中に直接本人に支払われなければなりません。
 - b. 被雇用者は、ニュージーランドの法定最低賃金に時給 \$2.00を**加算した**賃金を「最低限の賃金」とし、それ 以上の支払を受けなければなりません。

現行の法定最低賃金の確認には労働局ウェブサイト www.dol.govt.nz/er/pay/minimumwage/(英語) をご覧いただくか、業務時間中フリーダイヤル 0800 20 90 20に電話でお問い合わせください。

- c. 被雇用者は雇用期間中、全労働時間分について賃金の 支払を受けなければなりません。ただし、週に42時間 労働分の賃金を最低とし、それ未満の労働を行った週 も、42時間分の賃金の支払を受ける権利があります。
- d. 賃金からの控除対象は以下の項目に限られています。
- ・ 食事代 ただし、控除される食事代は実費に基づく もので、かつ実労働時間から算出して「最低限の賃 金」の10%以上になってはなりません。
- ・ ビザ申請料金 ー ビザ申請に関する料金の確認に は、移民局ウェブサイトwww.immigration.govt.nz(英 語)をご覧になるか、フリーダイヤル0508 55 88 55 まで業務時間中にお問い合わせください。
- ・ ニュージーランドまでの往復航空券代(雇用者が支払った場合のみ)。

注:食事代、ビザ申請料金、航空券代の控除により、実労働時間分の賃金がニュージーランドの法定 最低賃金を下回っては**なりません**。

注:タバコ代や電話カード代など、本人の要望による個人的な支出分については控除の対象と見なされず、賃金から差し引かれる場合があります。

- e. 上記以外のいかなるものも賃金から控除されてはなりません。例えば、宿泊費、ビデオなどの娯楽費、健康保険代、安全保護用具・防護衣代などは賃金から差し引かれてはなりません。
- 賃金とその算出方法については雇用契約書で確認してください。雇用契約書上で、上記の「最低限の賃金」を下回る支払が許されることがあってはなりません。
- 外国籍船で就労する場合は、ニュージーランド国内用船者 (NZCP)が上記の「最低限の賃金」の支払を保証することに なっています。仮に雇用者がこの「最低限の賃金」の支払 を拒否した場合は、NZCPまで支払を要求することができ ます。ニュージーランド移民局では、被雇用者保護のため に署名済みのNZCP保証書の写しを保管しています。
- ニュージーランド国籍船またはニュージーランド国旗を掲げる船で就労する場合は、祝日労働による追加賃金や年次休暇分の賃金を受給できる場合があります。こうした賃金は、12ヶ月間の就労後または雇用期間の終了時に支給されます。また、雇用期間中に病気となって働くことができない場合にも一定の賃金を受給できることがあります。

- ・ 被雇用者には全実労働時間分の賃金が支払われなければ なりません。漁業では、毎日の労働時間が一定していな い場合もあるため、雇用者は被雇用者の労働時間を記録 し、被雇用者はそれに署名をしなければなりません。さ らに、被雇用者本人も労働時間を記録しておくよう推奨 します。
- ・ 被雇用者は雇用者から直接支払を受けなければなりません。被雇用者は雇用者から本人名義のニュージーランド国内の個人銀行口座が付与され、本人からの要請が無い限り、賃金はその口座に振り込まれなければなりません。(口座振り込みでない場合は現金による支払方法のみが許可されています。)
- ・ 被雇用者は安全な環境下で働く権利があります。ニュージーランドでは被雇用者に対する暴力や危険な職場環境は容認されていません。暴力を受けたり、危険な環境で就労したりしている場合は、ビジネス・イノベーション・雇用省や警察に苦情を訴えることができ、これらの機関で被雇用者に代わって問題の調査が行われます。
- ・ けがをした場合は、雇用者に連絡してください。また、 外国籍船で就労している場合は、NZCPまで連絡してくだ さい。
- ・ 雇用契約書には、賃金の支払金額や生活環境・職場環境の問題を含め、雇用者と被雇用者の間で紛争が生じたときの解決方法が記載されています。もし雇用に関して何らかの問題が生じたら、まず契約書に示された解決方法をお試しください。
- 被雇用者には、雇用者との間で生じたいかなる問題についていつでも、雇用確保のために利用する雇用派遣代理業者とは異なる、中立的な代表者に相談できる権利があります。
- ・ さらに詳しい情報が必要な場合やご質問・苦情は、以下にご連絡ください。
 - 就労先の船をチャーターしているニュージーランド 国内用船者(会社)
 - ビジネス・イノベーション・雇用省。ウェブサイト www.mbie.govt.nz(英語)からご連絡ください。または フリーダイヤル0800 20 90 20まで業務時間中にお問 い合わせください。
 - その他関連組合または船員代表機関。

被雇用者の義務

- ・ 被雇用者は、就労ビザに記載の雇用者の下で、かつ記載 された職務内容でのみ働くことができます。他の仕事を したり、他の雇用者の下で就労したりした場合は、ビザ の条件に違反し、国外退去の対象となります。
- ・ 就労ビザの有効期限が切れるとニュージーランドに違法 滞在することになるため、就労をやめてニュージーラ ンドを出国しなければなりません。ただし、就労ビザ の期限切れから42日以内なら、ニュージーランド出国 義務に対し移民保護裁判所(Immigration and Protection Tribunal)に出国義務の不服申し立てを行うことができま す。不服申し立てを行わないと身柄を拘束の上、国外退 去となる場合がありますが、そうすると以後ニュージー ランドに再入国できなくなることがあります。
- 在留資格については就労先のニュージーランドの会社またはニュージーランド移民局にお問い合わせください。
 移民局のお問い合わせ電話番号は0508 55 88 55、電子メールはinfo@immigration.govt.nz、郵送の場合はPO Box 3773, Shortland St, Aucklandまでご送付ください。

ご注意ください

- ・ 被雇用者は陸上や他の雇用者の下で就労することはできません。**仮にこのような行為をした場合、ニュージーランドから退去させられ再入国は許可されません**。そういうことができると言う人がいても、絶対に信用しないでください。
- 漁業の仕事を辞めて陸上で働くことを勧める人がいた ら、どんな場合でも船の担当者またはニュージーランド の代理業者に報告してください。
- ・ 船員手帳の情報は、今後の雇用や就労ビザ申請のため必要になる場合がありますので、必ず更新してください。